

地名散歩

第89回 「大字なし」という地名？

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

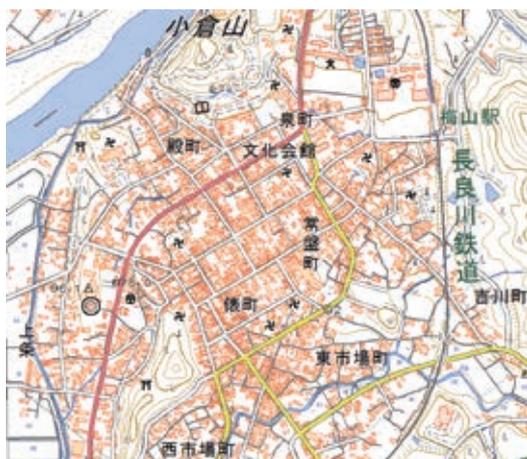
市街地図で最初に「大字なし」という地名(?)を見たのはいつだっただろうか。強く印象に残ったのが岐阜県美濃市の中心部である。全国でここだけというわけではないが、そのエリアではどのような住所の表記が行われているかといえば、たとえば美濃市役所の所在地は「美濃市1350番地」である。なんともシンプルなものだが、茨城県龍ヶ崎市も同様で、市役所は「龍ヶ崎市3710番地」だ。

言うまでもなく「ふつうの市」であれば、富士宮市弓沢町150番地(富士宮市役所)のように市名と地番の間に町名(ここでは弓沢町)が入る。住居表示や町名地番整理が済んでいれば八王子市元本郷町三丁目24番1号(八王子市役所)といった具合だ。前出の美濃市や龍ヶ崎市の場合、なぜ市内の町名や大字がないのだろうか。

これを解くため、まずは美濃市中心部の歴

史をたどってみよう。当地は長良川に板取川が合流する少し南に位置する「溪口集落」で、慶長11年(1606)に金森氏が小倉山に築城し、その城下町を後に水害防止のため台地上に移したのが現在の中心市街だ。当初は上有知と呼ばれたが、月に6回の「六斎市」が立ち、河港としても繁栄している。明治に入ってから内陸県である岐阜県の四大河港のひとつに数えられたという。

明治22年(1889)7月1日に県内に町村制が実施され、市街はそれまでの武儀郡上有知村が同年7月1日に上有知町とした。町村制施行の際には全国的に平均4～5村が合併して新たに行政村(基礎自治体)を作ったのだが、これを一般に「明治の大合併」とも呼ぶように、この機に多くの村が合併している。新たに誕生した行政村の中に包含された旧村のエリアは「大



岐阜県美濃市の中心市街を占める「大字なし」地域。図中に記された地名はすべて通称で、ふつうは「美濃市〇〇番地」と表記される。地理院地図 令和元年(2019)7月9日ダウンロード



長野県にも「大字なし」の村は多い。図は上伊那郡宮田村で、駅近くの「町」と左端の「南割」は通称地名。村役場は「宮田村98番地」と実にシンプルである。1:25,000「伊那宮田」平成13年修正

字」と呼ばれ、たとえば東京府北多摩郡上連雀^{かみれんじやく}村301番は同郡三鷹村(現三鷹市)大字上連雀301番となっている。この時の「三鷹村」が行政村である。地番はすでに行われた地租改正で振られており、基本的にそのまま使われた。

ところが上有知町は合併を経ずに単独で行政村(町)になった。つまり旧村が存在しないため大字がなく、上有知町+地番となったわけである。もちろん小字はあったが、一連の番号を振るエリア(地番区域)が大字単位であるため、わざわざ小字名を表記しなくても地番だけで場所の特定が可能であった。もしこれが小字を地番区域とする地域であれば、大字の中に「小字の数だけ1番地が存在」するために小字の表記が必要なのである。

上有知町は明治43年(1910)に美濃町と改称した。全国的に知られた美濃紙の産地であることによるものである。この段階でも大字は設定していないので、上有知町〇〇番地は美濃町〇〇番地にそのまま移行した。翌44年には美濃電気軌道(後の名鉄美濃町線)が、大正12年(1923)には国鉄越美南線が美濃太田～美濃町(現長良川鉄道美濃市駅)間で開業したが、その2年後の同14年には北に隣接する安曾野村を編入している。

安曾野村は明治22年(1889)に安毛・曾代・前野の3村が合併した際に頭文字を並べた、当時よく行われた「合成地名」で、安曾野村大字安毛、大字曾代、大字前野の3大字が存在した。安曾野村を編入したタイミングで旧美濃町は「大字美濃」を創設、「美濃町大字美濃〇〇番地」となる。

戦後には昭和28年(1953)施行の町村合併促進法による広域合併が全国規模で行われ、美濃町もこれに呼応して同29年、周辺の犬矢

田村・上牧村・下牧村・洲原村・藍見村・中有知村の5村と合併して市制施行、美濃市となった。ところがこの時に旧美濃町の「大字美濃」が廃されたため、市内には23の大字(旧5村の大字を継承)と「大字なし」区域となったのである。旧市街は再び大字を失ったので「美濃市〇〇番地」の表記となった。このため「大字なし」区域の他は美濃市曾代〇〇番地、美濃市安毛〇〇番地という表記である。

民間の市街地図などには「大字なし」の表記が行われていたが、最近になってパソコンで見る「マピオン」という地図に小字らしきものが境界とともに記載されているのを見て驚いた。ついに町名が復活したのかと思いきやそうではなかった。たとえば美濃市文化会館のホームページには「美濃市(泉町)45番地3」とあるのだが、カッコが気になって調べてみると「泉町」は正式な小字というわけではなく、地元にお問い合わせしてみたところ自治会の名称と境界に過ぎないらしい。旧小字はこれとは微妙に違い、また境界は錯雑しているそう。このため正式にはあくまで美濃市+地番となるが、「泉町」のカッコ表記は利用者の便宜を図ったものである。

「大字なし」区域は旧市街とは限らず、たとえば町村制の時に単独村制施行してから一度も合併を経験していない村にはまだ各所に残っている。たとえば長野県木曾郡大滝村3623番地、東筑摩郡生坂村5493番地2、下伊那郡平谷村354番地(いずれも村役場所在地)といった具合だ。長野県内に特にその例が目立つのは、小規模な山村が多かった同県では地租改正や学校の設置などの負担が重なったため、多くの合併が明治8年(1875)に前倒しで行われていた事情もある。

今尾恵介(いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地名の楽しみ』(筑摩書房)、『地図の遊び方』(けやき出版)、『番地の謎』(光文社)、『地名の社会学』(角川選書)など多数。2017年に『地図マニア 空想の旅』で斎藤茂太賞、2018年に『地図と鉄道』で交通図書賞を受賞した。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会「地図と地名」専門部会主査

土地家屋調査士 C O N T E N T S

NO.751
2019 August



表紙写真

「イソギンチャクの じゅうたん」

第33回写真コンクール銀賞
押尾 正一●千葉会

沖縄県神山島沖チーベシ環礁のダイビングポイント・ラビリンス、水深約20mでスキューバダイビングしたときの1枚です。写真はニモのようにイソギンチャクの周囲を元気よく泳ぐクマノミを撮影しました。決して「狙った1枚」ではなく「偶然に撮ってしまった1枚」です。

地名散歩 今尾 恵介

- 03 会長・副会長就任の挨拶
- 07 第76回定時総会
- 15 土地の表示に関する登記の沿革(8)
都城市代表監査委員
一般社団法人テミス総合支援センター理事 新井 克美
- 19 第13回つくば国際ウォーキング大会
- 21 第34回写真コンクール開催
- 25 愛しき我が会、我が地元 Vol.66
兵庫会/宮城会
- 28 会長レポート
- 30 会務日誌
- 31 土地家屋調査士名簿の登録関係
- 32 公嘱協会情報 Vol.138
- 34 土地家屋調査士を取り巻くさまざまなリスク その時お役に立ちます！
- 35 ちょうさし俳壇
- 36 お知らせ
土地家屋調査士2020年オリジナルカレンダー
- 37 セコムサポート for G-ID土地家屋調査士電子証明書の発行について
- 39 事前調査から事件管理・再活用、さらに新規受託をサポート！
土地家屋調査士 調査情報保全活用
調査士カルテ Map
- 40 編集後記



会長就任のご挨拶

会長 くによし まさかず
國吉 正和



日頃は、日本土地家屋調査士会連合会の会務運営につきまして、ご理解とご協力いただいておりますこと、感謝申し上げます。令和元年6月18日、19日に開催されました、日本土地家屋調査士会連合会第76回定時総会において、会長に選任いただきました。より一層土地家屋調査士制度の充実・発展に向け、新役員共々、全力で取り組む所存でございますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

今、土地家屋調査士に課せられた課題は、土地家屋調査士が土地境界の専門家として社会から認知を得て、その地位を確立し、社会的使命を果たすことに尽きるのではないかと考えています。

本年4月12日の参議院本会議、6月6日の衆議院本会議において、「司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案」が全会一致をもって可決成立いたしました。土地家屋調査士法第1条が、目的から使命の規定に改められ、「土地の筆界を明らかにする業務の専門家」という土地家屋調査士の業務全般を表す文言がうたわれ、私たちの専門性をより明確に表現した内容となっています。

また、5月24日には「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」が公布されました。土地家屋調査士には、この所有者不明土地問題に対応できる存在として、大きな期待と関心が寄せられております。日本土地家屋調査士会連合会は、この風を捉え、全力で登記制度、空き家問題、不動産所有権の在り方そのものの議論に参画、提言を行うよう努力してまいります。法制審議会民法・不動産登記法部門における、相続登記の義務化の是非、土地所有権の放棄の可否、共有制度や相隣関係の見直し等の議論に対し、組織を上げて全力で取り組み、的確な提言や意見を提示し、適切に対応してまいりたいと考えております。

さらに、6月21日に閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針2019」いわゆる「骨太の方針」においては、登記所備付地図の整備の推進のほか、地籍調査を実施する地方自治体等が筆界特定の申請をすることを認めることといった筆界特定制度の新たな活用策の検討がうたわれております。この新たな活用策の実現が土地家屋調査士の飛躍につながると信じ、専門資格者である土地家屋調査士が適切に対応できるように態勢を整える必要がありますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

土地家屋調査士は、時代の変革を読み取り、資格者として継続的に資質の向上を図らなければ成りません。そのため、日本土地家屋調査士会連合会は、各土地家屋調査士会の会務運営や組織体制の充実のため、協力を更に進めるとともに、一体となって課題に対応してまいります。そして、国民経済の発展及び生活の向上に寄与し、同時に、土地家屋調査士会の会員各位の経営基盤の安定を図ることが大切と考えております。さらに、関連士業、各行政機関とは、これまで以上に連携を強化し、共通認識の下、協力関係を確立していきたいと思っています。

また、来年は、土地家屋調査士制度制定70周年を迎える年でございます。将来に向け、土地家屋調査士制度が必要とされる制度として充実・発展していくよう、全力で取り組む覚悟でございますので、今後とも各土地家屋調査士会及び会員の皆様の一層のご理解とご提言を賜りたくお願ひ申し上げます、会長就任の挨拶とさせていただきます。

副会長就任のご挨拶

副会長 すずき 鈴木 たいすけ 泰介



この度、第76回連合会定時総会において、副会長に選任いただきました、千葉県土地家屋調査士会所属の鈴木泰介です。

6年前から連合会の役員として、社会事業部、総務部、財務部を担当させていただき、今期は、総務部と財務部を担当させていただくこととなりました。

現在、土地家屋調査士業界の上空には、所有者不明土地問題などの社会問題の発生に伴って、強い風が吹いています。この風は、連合会の対応いかんでは、追い風にも向かい風にもなります。私たちの存在が社会に必要とされれば、土地家屋調査士制度は更に進化を遂げ発展していきますが、社会から必要ないと判断されれば、存続すら危うくなると思います。

このような重要な時期であるからこそ、当たり前のことをちゃんとやることで、信頼関係を構築する必要があります。

連合会の会務を執行するに当たり、ブロック、単位会、会員と連携をとっていくことは非常に重要なことであり、各単位会に向けて、連合会が進むべき具体的な道程を示し、意見や要望に対して誠実に対処し、実現に当たって努力をしていくことによって、各会との信頼関係は強固なものとなり、様々な事業が円滑に進められるものと考えています。

また、法務省をはじめとする官公庁や外部団体への対応においても、まずは私たちが目指すものを明確に示した上で、誠実に協議を進めることにより、信頼に足る団体であると認識されることになり、様々な連携、協力が得られると考えています。それぞれの事業を着実に進めていくことにより、社会から高い信頼を得ることができ、土地家屋調査士の地位が向上していきます。

そのために最も大切なことは、役員間で意思の統一が図られることであり、副会長として國吉会長を補佐し、役員間の意識の共有に努めてまいりたいと考えております。

よろしく申し上げます。



副会長就任のご挨拶

『副会長としての覚悟』

副会長 いとう 伊藤 なおき 直樹



新しい國吉会長へ、岡田前会長からタスキが渡り、まずもって会長をサポートすることを第一義とする、副会長として選任いただきました。

40代の鈴木副会長、野中副会長より年齢的には上となりますが、誰にも負けない会長支援を専らの使命と認識し、しっかりとミッションを果たしてまいります。

私、実は10年間、会務から病等を理由に遠ざかっていましたが、2年前に地元会長に復帰し、たちまち連合会の置かれた状況を確認することで、燃え上がる気持ちにフタをする間もなく、この度の立候補

へと、身体を省みず壇上へ上がらせていただくこととなりました。

國吉会長から、社会事業部と研究所を担当するよう指示をあずかり、全国の状況、各会の意見を集約した上で、早期に国際地籍学会予備会議へとソウル入りすることに自ら拳手し、持ち回りシンポジウムの在り方を検討することとします。

ここで一度、取組方においてクールダウンが必要です。少なくとも、連合会という組織として、これまでの理事職や全国の会長が十分腹落ちしていない事業を、コントロールする間なく続けていくことに、会長からは、慎重に検討するよう指示をお受けし、身の丈に合った制度対策のメニューの再確認を行うことを優先いたします。

また、所有者不明をきっかけとして法務省と国土交通省が連携する事案が目白押しです。

各地方整備局を単位として、法務省サイドの管区を横断した事業協力がうたわれています。当然、連合会がこの対応をリードして、土地の公共利用の効率化を企むために汗を流すことについては、積極的であり続けたいと考えます。

法制審議会への対応は会長主導にて、来秋の民法、不動産登記法等の改正に、実務者からの観点で有益な提言を重ね、なんとか境界確定協議請求権(仮称)を創設させて、隣地地権者の境界立会確認義務を条文化できるように、会長交代のあった事実を踏まえても間断なく訴え続けていかねばなりません。

先の総会で承認いただいた事業計画を、是々非々の視点も忘れず、果敢に覚悟をもって執行するのみです。

全国の皆様のご意見をお待ちしながら、走り始めました。



副会長就任のご挨拶

副会長 おの のぶあき
小野 伸秋



令和元年の記念すべき年に開催されました日本土地家屋調査士会連合会第76回定時総会において、副会長職に選任していただき誠にありがとうございました。これもひとえに全国の会員をはじめ、関係各位の皆様のご支援の賜と深く感謝を申し上げます。

なお、先日開催されました理事会において、担当させていただくブロックが近畿ブロックと北海道ブロックに決まりました。また、会務分掌は研修部と広報部となり、土地家屋調査士制度70周年を迎えるとともにSociety5.0社会が資格制度の常識を変える激動する時期に、このような担当を任されたその責任の重さを厳粛に受け止め、選挙の際に申し上げました所信を実現すべく決意を新たにしております。

微力ではありますが國吉会長を補佐することを第一義に、他の役員の皆様と力を合わせて、全国の会員、役員の皆様の声がしっかり届き反映される連合会運営と、制度の発展と充実のために精一杯努力いたします。

今後とも、より一層のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。略儀ながら就任のご挨拶とさせていただきます。

副会長就任のご挨拶

副会長 のなか わかな
野中 和香成



この度、第76回連合会定時総会において、副会長に就任いたしました福岡会所属の野中和香成です。連合会での経験は無く個人の日常業務で精一杯な年代であり、若すぎるのではないかと心配される方もおられるのではないかと思います。しかし、「連合会(未来)を変えたい」との強い思いを持ち全力を尽くします。皆様方の意見を広く伺って、私自身も勉強し、皆様と共に新しい連合会(未来)を作りたいと考えております。変化できる連合会、土地家屋調査士にしていかなければならないと考えます。

7月に開催された理事会におきまして、私は業務部・制度対策本部を担当することとなりました。既に業務部においては、「資格者代理人方式による添付情報の原本提示の省略に対する対応」が急務となっています。会員の皆様に関心が高い資格者代理人方式の情報発信が、速やかに行えるよう邁進していきます。運用開始に当たり、全国各地で取扱い等に不備が発生しないように周知できるよう、努力したいと考えております。また、本年度予定の「土地家屋調査士事務所と報酬に関する実態調査」においては、全国の単位会の皆様のご協力なしには実行できないものと考えております。全国の会員の皆様のご協力をこの場をお借りしてお願い申し上げます。

制度対策本部においては、前担当者から引継ぎを行ったランドデザインに基づいた基本計画を速やかに会員の皆様に発信を行います。また、国際化への対応につきましては、今年度十分に検討を行い、次年度以降、全国の会員の皆様のご理解が得られるような事業になるよう努めていきたいと考えております。

最後になりますが、九州ブロック協議会会長の経験を基に地方からの意見を十分に取り入れた連合会会務運営になるよう、國吉会長の下、役員一丸となって運営していきたいと考えておりますので、全国の皆様のご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

第76回定時総会

令和元年6月18日(火)、19日(水)、東京ドームホテル地下1階「天空」において、日本土地家屋調査士会連合会第76回定時総会が、山下貴司法務大臣をはじめ多くのご来賓をお迎えし、総会構成員178名(連合会役員33名、会長49名、代議員96名)、100名を超えるオブザーバーの出席の下、厳粛に開催された。開会に先立ち、物故者への黙祷、「土地家屋調査士倫理綱領」唱和、「調査士の歌」斉唱が行われた。



会場の様子

小野伸秋副会長による開会の挨拶、岡田潤一郎会長からの挨拶に続いて、多年にわたり土地家屋調査士業務に精励され、土地家屋調査士制度の発展と法務行政の円滑な運営へのご功績のあった20名に対し、法務大臣表彰状が授与された。

ご来賓の山下貴司法務大臣よりご祝辞をいただき、議長の選出に当たっては、慣例により、司会者から関東ブロック協議会・山梨会大村義之会長と、中国ブロック協議会・山口会の杉山浩志会長が議長に指名された。

「平成30年度会務報告及び事業経過報告」は、始めに岡田潤一郎会長から総括報告があり、続いて各担当副会長から各部の事業経過報告、事前質問・要望についての質疑応答が行われた。



法務大臣表彰



岡田会長



山下司法務大臣



杉山議長(山口会)・大村議長(山梨会)

議事について

第1号議案

- (イ)平成30年度一般会計収入支出決算報告承認の件
- (ロ)平成30年度特別会計収入支出決算報告承認の件

第2号議案 役員等選任の件

第3号議案 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正(案)審議の件

第4号議案 令和元年度事業計画(案)審議の件

第5号議案

- (イ)令和元年度一般会計収入支出予算(案)審議の件
- (ロ)令和元年度特別会計収入支出予算(案)審議の件

第1号議案、第3号議案ないし第5号議案については、2日間の協議の後、可決成立した。

第2号議案の役員選任の件については、次のとおり決定した。

会長 國吉正和(東京会)

副会長 伊藤直樹(愛知会)
小野伸秋(岐阜会)
野中和香成(福岡会)
鈴木泰介(千葉会)

理事

(関東ブロック協議会)
原田克明(東京会)(指名理事)
内野 篤(東京会)(指名理事)
山本憲一(東京会)
鈴木貴志(神奈川会)
松本嘉明(埼玉会)
高橋正典(茨城会)
東野勝一(栃木会)
古田 潤(静岡会)
久保智則(長野会)

(近畿ブロック協議会)
山田一博(京都会)(指名理事)
東 良憲(奈良会)
北村秀実(滋賀会)

(中部ブロック協議会)
水野晃子(愛知会)

今瀬 勉(岐阜会)
高倉 健(富山会)

(中国ブロック協議会)
川西昌彦(広島会)
金関圭子(岡山会)

(九州ブロック協議会)
日野智幸(福岡会)
城戸崎修(大分会)

(東北ブロック協議会)
高橋一秀(宮城会)
菅原 淳(山形会)

(北海道ブロック協議会)
浅野裕士(札幌会)
松田 整(釧路会)

(四国ブロック協議会)
三田哲矢(高知会)
徳永 哲(愛媛会)

(日本土地家屋調査士会連合会)
林 亜夫(学識経験者)

監事

賛川 清(中国ブロック協議会 鳥取会)
鈴木 修(東北ブロック協議会 宮城会)
新村 実(日本土地家屋調査士会連合会)

監事の職務を代理する者

菊池清次(関東ブロック協議会 茨城会)
貫渡利行(近畿ブロック協議会 奈良会)
丸田三智雄(中部ブロック協議会 石川会)
久高兼一(九州ブロック協議会 沖縄会)
桑田 毅(北海道ブロック協議会 札幌会)
多田 努(四国ブロック協議会 香川会)

また、令和元年度事業計画は次のとおり。

令和元年度事業方針大綱

平成31年4月1日

はじめに

近年では、土地家屋調査士業務を取りまく環境に大きな変化が見られることは周知の事実です。土地家屋調査士制度制定70年の節目の年である2020年には、財産法の大改正を内容とする新民法の施行も予定されています。また、いわゆる「所有者不明土地問題」をきっかけに、土地所有に関する様々な制度を見直そうという動きも民法、不動産登記法、土地基本法の改正を視野とされていることに対し、注視するとともに積極的に関与しなければなりません。

また、昨年度は、数多くの大規模な自然災害が発生し、「災害に強い国(地域)づくり」の重要性が再認識された一年でもありました。今後も起こり得るであろう、自然災害等に迅速・的確・適正に対応できるようにするために、地図づくりを核とした「事前復興」、「早期の災害復興」に貢献するための活動を継続します。

そして、私たちは、時代とともに社会的価値観や技術が革新的に変化しようとも、隣接法律専門職たる資格者組織として、強くそしてしなやかに王道を歩み続け、国民からの期待に応える努力を惜しまないことが大切であることを念頭に活動を継続する覚悟も必須といえます。

上記の認識に基づいて、土地家屋調査士業務環境を整備し、土地家屋調査士が社会に貢献できる機会を更に拡大させるために、令和元年度事業の方針を次のとおり定めます。

基本方針 「強靱かつ、しなやかな業務遂行」

私たち土地家屋調査士の業務環境を更に整備し、土地家屋調査士の職能を広く社会に役立てるための施策を迅速・確実に実行し得るために、今まで以上にタフな組織づくりを目指しつつ、会員一人一人が、表示に関する登記実務及び土地の筆界を明らかにする業務を遂行することにより、不動産を明確にし、安全で安心できる国民生活を提供する職責を全うするための組織として活動します。

また、全国土地家屋調査士政治連盟とも連携・連動の上、社会の様々な動き、価値観・思考枠組みの変化に対応できるよう、今まで以上にアンテナを広く張り巡らせ、情報発信も強化します。

1 「所有者不明土地問題」への対応 ～時代の風を取り込む～

日本土地家屋調査士会連合会(連合会)では、空き家問題・所有者不明土地問題などへの対応を検討するためプロジェクトチームを設け、様々な研究会・シンポジウム、委員会などで、土地家屋調査士の視点からの意見を示してきました。例えば、「変則型登記」という言葉が使われるようになったのは、土地家屋調査士からの発信がきっかけとなっています。変則型登記については、その解消に向けた法案が今通常国会に提出されており、問題提起だけでなく、問題の解消に向けても大きな貢献ができたものと考えていますし、その準備的作業の実施につき具体的に動き始めてもいます。

「所有者不明土地問題」については、平成30年6月6日に「所有者不明土地の利用の促進の円滑化等に関する特別措置法」が成立し、問題解決に向けたスキームが今後構築されることとなります。連合会としても引き続き、関係各所の動きを注視しながら、必要に応じて迅速に対処していきます。

2 各種法(制度)改正に対する対応 ～正しい明日は国民の信頼と共に～

「所有者不明土地問題」や「空き家問題」は、土地所有法制・登記制度を見直す大きな契機となりました。例えば、実際にも「登記制度・土地所有権の在り方等に関する研究会」では、相続登記の義務化の可否、変則型登記を解消するための方策、土地を手放すことの可否と手放す際の手続などについて検討が行われ、さらに法務大臣の諮問による「法制審議会民法・不動産登記法部会」が3月19日から始まりました。このことは、2020年4月の新民法施行により、家族法・財産法の改正が終わり、近い将来には物権

法の改正を意味しています。

土地家屋調査士としても、表示に関する登記・筆界に係る資格者(隣接法律専門職)として、あるべき不動産法制を実現するために、これらの動きに積極的に貢献すべく、当連合会長が法制審議会委員として参画しており、主に実務家の視点から提言を行うことが必然であると認識しています。また、将来の法改正や制度の改変・新設の際に会員の業務遂行に支障が生じないよう、十分な準備・研究も行っています。

なお、土地家屋調査士法一部改正に関しましては、3月12日の閣議決定を受け、今国会での法案成立に向けて、全国土地家屋調査士政治連盟と共に、全力を尽くしている最中です。第一条の目的規定を使命規定に置き換えることにより、私たちは「不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家」として社会に対し、明確に宣言することとなります。また、懲戒手続の適正・合理化を盛り込むとともに、「一人法人」の設立を可能とし多様なニーズに対応します。この主旨は、隣接法律専門職としての私たちの立ち位置を再確認するためだけでなく、国民からのより深い信頼と広い期待を獲得する契機となることが期待されるところであります。

3 研修・研究制度の拡充 ～自らの未来は、自ら拓く～

教育は国の宝であるのと同様に、研修は資格者制度の宝であるとの認識から、平成30年度の事業としては、これまで全国の各ブロックに委託していた新人研修会を中央において集約実施するための準備を進めてきました。当然のことながら、次世代の育成についての連合会の責任と役割は今まで以上に大きくなることを自覚し、連合会としても万全の準備を整えてまいります。

ところで、研修は、義務化されたものだけを受けていけばよいというものではありません。プロフェッションにとって自己研鑽は質の高い業務を維持し続けるために必須であり、研修の充実、資格者の生き残りのための生命線ともいえます。平成31年度についても、社会から必要とされる専門職であり続けるために研修を更に充実させるために必要な方策を実施してまいります。

また、研究分野に関しても「土地家屋調査士と制度のランドデザイン」の提言を重く受け止め、会員が中長期の視点で研究できる環境を整えるために必要な対応について、検討・実施していきます。

4 地図づくりへの参画と発信・提言 ～私たちは、つくり続ける～

「地図」は、不動産について生じる様々な問題を解決するための基本となる重要なインフラです。政府によるいわゆる「骨太の方針」においても、「登記所備付地図を整備することの重要性」が3年続けて提言されています。地図づくりへのコミットは、土地家屋調査士にとって日常業務に最も近接した社会貢献であり、当然の職責といえます。

また、連合会は、地図づくりの主たる担い手の立場から、経済効果、事前復興などの様々な観点から地図づくりの有用性と重要性を社会に対し、更に強く、広く訴えていきます。

平成30年度においては、地震による被災地における地図への影響に関して、法務省をはじめとする関係各省庁と協議を重ねてきました。また、「地図づくりこそが事前復興に欠かせない」ことや、「土地家屋調査士が地図づくりに関与しているからこそ筆界未定地の発生が最小限にとどまっている」ことも、具体的なデータなどを提供しながら情報発信してきました。これらの活動の成果は、骨太の方針での記載や、現実の予算編成にも表れていると分析しています。

さらに、「地籍調査関連事業への参画強化」のために必要な施策、「日常業務の成果を活用した地図づくり(国土調査法第19条第5項の指定)」の推進、「建物所在図作成の事業化」に向けた働き掛けも強化していきます。

5 土地家屋調査士制度制定70周年に向けて ～輝き続ける未来の創造～

2020年は、土地家屋調査士制度が制定されて70年目の節目となる年です。節目の年を迎えることを、全国50の土地家屋調査士会と一緒に「私たちの制度のこれまでを振り返り、これからを考えるきっかけ」、「社会と私たちとの結び付きを更に深めるきっかけ」にできればと考えています。例えば、子供た

ちが私たちの業務に触れることのできるような機会を設けることができれば、土地家屋調査士を志すきっかけとなり、土地家屋調査士制度の襍をつなぐ「未来の土地家屋調査士」を増やすことに資することも期待できます。AI（人工知能）全盛の時代が訪れようとも、共存可能で人々に信用・信頼いただける資格者として確立すべく、各土地家屋調査士会の協力をいただきながら社会に発信していく所存です。

6 多様化する社会的要請への貢献 ～時宜を得た準備と対応～

市民が専門職に対して寄せる信頼や期待は、その専門職と市民・社会との関わりを超えることはありません。例えば、現在の弁護士の社会的評価についても、多大なプロボノ活動を抜きに語ることはできません。その意味で、社会貢献事業は、連合会にとってとても重要な事業であると考えています。

平成30年度においては、法務省法務総合研究所国際協力部からの要請で、東南アジア諸国への法整備支援にも協力しました。連合会の歴史を振り返ってみても本格的な国際協力に初めて参画したわけで

すが、法整備支援は、我が国の国際貢献としてとても重要なものです。途上国の法整備を支援することは、単に相手国の発展を促すだけでなく、我が国との経済的な結び付きをより強固にする大きなきっかけとなると理解できるためです。「法整備支援のメンバーの一員」として土地家屋調査士に要請があったことは、「隣接法律専門職」としての存在感が周知されてきたことの表れということも可能でしょう。また、国際貢献事業への関与は、国内の産業界に土地家屋調査士業務の可能性や重要性を再確認してもらうきっかけとなることも期待されますし、私たち自身にとっても、他国の歴史・文化・制度に触れることにより、土地家屋調査士制度の成長・発展に必要な気付きを得られる点で非常に重要であります。

また、自然災害による被災地において、倒壊建物の調査に協力を実施したことや、事前復興を念頭に置いた地図づくりを多くの先輩方から引き継いできたことを鑑みても私たちに求められる社会貢献の形態は多様化しています。

令和元年度も、従来の枠組みに捕らわれることなく、土地家屋調査士の職能を広く社会に活かすための施策を模索し、社会貢献を実施してまいります。

令和元年度各部事業計画

制度対策本部



小野副会長

日本土地家屋調査士会連合会制度対策本部規則第3条に規定する土地家屋調査士制度、不動産登記制度、司法制度及び地図に関する事項等で緊急な対応が求められる課題について、全国土地家屋調査士政

治連盟及び関連団体とも連携を図り、各界・各分野から情報を収集・分析し、連合会の目的達成に必要な事項について、適時、適切な活動を行うこととする。

- 1 制度基盤の拡充を図るための具体的方策の策定と展開
 - (1) 「境界紛争ゼロ宣言!!」の継続的発信
 - (2) 所有者不明土地問題・耕作放棄農地等への対応
- 2 土地家屋調査士制度改革の推進
 - (1) 土地家屋調査士制度環境への対応
 - (2) 土地家屋調査士業務情報の利活用と拡充への対応
- 3 資格者制度の改変に関する情報の確実な捕捉と適切な対処(国の政策への対応含む)
- 4 土地家屋調査士制度のグランドデザインに基づく対応

- 5 大規模災害からの復興支援と防災体制の強化
- 6 国際化への対応及び学識者との共同研究
- 7 研究所の研究成果の利活用と諸施策
- 8 土地家屋調査士制度制定70周年記念事業の計画準備
- 9 その他緊急課題への対応

総務部



佐藤総務部長

- 1 土地家屋調査士会及び会員の指導並びに連絡に関する事項
 - (1) 関係法令、会則、諸規則等の検討・整備
 - (2) 土地家屋調査士会の自律機能強化の支援
 - (3) 非土地家屋調査士による法令違反行為への対応
 - (4) 大規模災害対策に関する検討
- 2 連合会業務執行体制の整備・充実
- 3 オンライン登記申請への対応
- 4 民間認証局に係る登録局の適正な運営
- 5 情報公開に関する事項
- 6 会館の管理に関する事項

財務部



鈴木財務部長

- 1 財政の健全化と管理体制の充実
 - (1) 予算執行の適正管理
 - (2) 中長期的な財政計画の検討
- 2 福利厚生及び共済事業の充実
 - (1) 親睦事業の検討及び実施
 - (2) 各種保険への加入の促進及び共済会事業への支援
 - (3) 国民年金基金への加入の促進
- 3 土地家屋調査士会の財政面における自律機能の確保

業務部



三田業務部長

- 1 土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡
 - (1) 「調査・測量実施要領」に関する事項
 - (2) 不動産登記規則第93条に規定する不動産調査報告書に関する事項
- 2 筆界特定制度に関する事項
 - (1) 筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRとの連携
 - (2) 筆界特定制度の検討及び指導

3 登記測量に関する事項

- (1) 登記基準点についての指導・連絡
- (2) 土地家屋調査士会と日調連技術センターとの連携
- (3) 会員技術向上の検討及び指導
- (4) 関係機関との連携及び協議

4 土地家屋調査士業務と業務報酬に関する調査

研修部



土井研修部長

1 研修の企画・運営・管理・実施

- (1) 専門職能継続学習の運用
- (2) 令和元年度新人研修の運営・管理・実施
- (3) 令和2年度新人研修の計画・管理
- (4) eラーニングの拡充・整備と運用
- (5) 研修体系及び研修の充実の検討
- (6) 研修情報の公開の活用・推進
- (7) 研修用教材の運用・更新

2 土地家屋調査士特別研修の支援と受講促進

3 ADR認定土地家屋調査士の研修の検討と啓発

4 グランドデザイン基本計画と連動した研修研究体系の検討

広報部



金関広報部長

1 広報に関する事項

- (1) 外部に向けた土地家屋調査士の魅力の発信
- (2) 内部に向けた組織強化のための広報

2 会報の編集及び発行に関する事項

- (1) 内部に向けた情報の集約と共有
- (2) 外部に向けた土地家屋調査士の情報の発信
- (3) 連合会各部との連携のための情報共有

3 情報の収集に関する事項

- (1) 制度の中長期的な計画実現のための時代に即した情報の収集
- (2) 国際的な視野での業務環境に関する情報収集
- (3) 災害への対応と災害復興のための情報収集

社会事業部



芦澤社会事業部長

1 公共嘱託登記の環境整備に関する事項

- (1) 受託体制の整備
- (2) 嘱託登記業務発注の情報収集・啓発

2 地図の作成及び整備等に関する事項

- (1) 登記所備付地図の作成及び整備
- (2) 建物所在図作成に関する課題への対応

- (3) 国土調査法第19条第5項指定の利用の推進
 - 3 土地家屋調査士関連業務の拡充に関する事項
 - 4 土地家屋調査士会ADRセンターに関する事項
 - 5 その他公共・公益に係る事業の推進に関する事項
- (1) 空家対策等に関する情報収集及び提供
 - (2) 防災関係の情報収集及び提供

研究所



山谷研究所長

- 1 表示登記制度及び土地家屋調査士の業務と制度の充実に関する研究
 - (1) 歴史的な地図・資料等の地域性に関する研究
 - (2) 測量技術に関する研究
 - (3) 土地家屋調査士業務に関する研究
 - (4) 土地家屋調査士を取り巻く社会問題に関する研究
- 2 地籍制度に関する国際的な視点からの研究
- 3 地籍に関する学術的・学際的研究
 - (1) 地籍問題研究会との連携
 - (2) 日本登記法学会との連携
 - (3) 関連学術団体との研究交流
- 4 会長から付託された事項の研究

土地家屋調査士特別研修運営委員会

- 1 第14回土地家屋調査士特別研修の運営・管理・実施
- 2 第15回土地家屋調査士特別研修の計画・運営・管理

おわりに

総会二日目の開始前、土地家屋調査士でもある豊田俊郎参議院議員による講演が行われ、土地家屋調査士の必要性や今後の展望についてのお言葉をいただきました。

総会の終盤に、國吉正和新会長から、名誉会長に岡田潤一郎前会長を推戴したい旨の提案があり承認された。最後に、戸倉茂雄副会長から閉会の言葉が述べられ、本総会は終了した。



國吉新会長

ご勇退されました執行部の皆様、ありがとうございました。新執行部の皆様のご活躍を祈念しまして終わりの言葉としたい。

広報員 石瀬正毅(東京会)

土地の表示に関する登記の沿革 (8)

都城市代表監査委員
一般社団法人テミス総合支援センター理事
新井 克美



第9 戦後の表示登記の沿革

1 農地改革による登記と台帳登録

(1) 戦後の農地改革

- a 第二次世界大戦終結後、GHQ（連合軍最高司令官総司令部）の強い指示の下、戦前の寄生地主的土地所有を解体し、耕作している小作人に農地を売り渡し、労働の成果を公正に享受できる自作農を創設するため、自作農創設特別措置法（昭和21年法律第43号。以下、本項において「自農法」という。）が制定され、農地改革が行われた。
- b 不在地主については全ての小作地を、また、在村地主については約1町（北海道は4町）を超える小作地を、さらに、自作地であっても3町（北海道は12町）以上の農地については、いずれも国が買収した。そして、これら国が買収した農地は、現に耕作している小作農を基本として農民に売り渡し（地主176万戸から買収し、国の買収農地174万ヘクタールを小作農475万戸に売渡し）、この結果、小作地率は、46%から10%未満に減少した、とされている（農林水産省「農地政策をめぐる事情1の(1)」(平成19年1月)）。
- c 農地改革が一段落した昭和27年、農地改革の成果を維持するとともに、戦前から立法化されてきた耕作者の地位の保護、農地の権利移動規制及び農地転用規制の法制度を集大成し、体系的な法律として農地法（昭和27年法律第229号）が制定された。

(2) 農地改革による登記手続の特例

ア 自作農創設特別措置登記令の制定

- a 農地改革に伴う農地の権利変動は、最終的には登記によって公示されることになる。農地改革に伴う登記は、その対象農地数が膨大であることに加えて、地主から国への買収の登記及び国から小作人への売渡しの登記という2回の所有権移転の登記のほかに、土地の用益権及び担保権の消滅及

び設定の登記、土地の分筆、合筆の登記が併せて行われることになるため、原則的な手続によっていたのでは、農地改革という国家的大事業を早期に達成することができない。

- b このため、自農法第44条の規定を受けて、農地改革に伴う不動産登記手続の特例とし自作農創設特別措置登記令（昭和22年勅令第79号。以下、本項において「自農登記令」という。）が制定された。
- c 政府が買収した農地については、政府の所有権を除く一切の権利が原則として一応消滅するものとされた（自農法12条1項）。
- イ 土地買収登記嘱託書綴込帳
 - a 政府の権利取得の登記の嘱託は、都道府県知事が行った（自農登記令3条1項）。
 - b 登記官は、都道府県知事から買収登記嘱託書を受け取ったときは、これを土地買収登記嘱託書綴込帳（【図3-1-1】）に、受付番号の順に編てつした（自農登記令10条1項）。
 - c 買収登記嘱託書がこの綴込帳に編てつされたときは、当該綴込帳は登記簿の一部とみなされた（自農登記令10条2項）。そして、登記簿と買収登記綴込帳との関係付けのため、当該土地の登記用紙中表題部の欄外に、「自農法による買収登記嘱託書綴込帳第何冊第何丁」と記載した（自作農創設特別措置登記令施行細則（昭和22年法務省令第23号。以下、本項において「自農登記細則」という。）4条）。これが「耳書き登記」といわれるものである（【図3-1-3】）。
- ウ 土地売渡登記嘱託書綴込帳
 - a 売渡しによる登記の嘱託は、都道府県知事が行った（自農登記令3条1項）。
 - b 登記官は、都道府県知事から売渡登記嘱託書を受け取ったときは、土地売渡登記嘱託書綴込帳（【図3-1-2】参照）に、受付番号の順に編てつした（自農登記令18条・10条1項）。
 - c 売渡登記嘱託書がこの綴込帳に編てつされたときは、当該登記綴込帳は登記簿の一部とみなされ



【図3-1-1 土地買収登記嘱託書綴込帳】
 (法務省民事局法務研究会編「写真で見る不動産登記制度百年史」33ページ)



【図3-1-2 土地売渡登記嘱託書綴込帳】
 (法務省民事局法務研究会編「写真で見る不動産登記制度百年史」34ページ)

地番区域				
地番 家屋番号				
(権有所) 区 甲				
番 四	番 貳	番 壹	番号	順位
原因昭和 年月日自作	所有権移転 所有者 B	所有権保存 所有者 A		事項欄
			番号	順位
		所有者 C 農創設特別措置法第○条 の規定による売渡		事項欄

(示表の地土) 部 題 表						枚数
				①地番	所在	1
						2
				②地目		3
						4
				③地積		5
						6
						7
						8
						9
						10
						11
						12

自農法による買収登記嘱託書綴込帳第四番第五丁

【図3-1-3 土地買収登記嘱託書綴込帳と登記簿との関連】
 (法務省民事局法務研究会編「写真で見る不動産登記制度百年史」36ページ)

た(自農登記令18条・10条2項)。

- d しかし、このような変則的な方法による取扱いは、公示方法として望ましいものではない。そこで、登記官は、売渡登記嘱託書を当該綴込帳に編てつしたときは、登記があったものとみなされた登記事項で抹消に係らないもの及びその順位番号を、遅滞なく既存の登記簿の相当区事項欄及び順位番号欄に記載すべきものとされた(自農登記令19条)。

(3) 農地改革による土地台帳事務の特例

- a 自農法の規定に基づく買収等をする場合、必要に応じて分筆又は合筆が必要となるが、分筆又は合筆の土地台帳の申告は、土地所有者が税務署にしなければならない(土地台帳法26条)。しかし、政府が、農地改革として、強制的に買収した土地については土地所有者に分筆又は合筆の申告を期待することは不可能であり、農地改革事業の支障になる。このため、都道府県知事が、土地所有者に代位して申告することができることとされた(自農法第44条の3第1項)。

- b 自農法第44条の3第2項は、同法の規定による売渡しがあった土地に関する土地台帳の登録は政令で特例を定めることができる旨を規定した。そして、自作農創設特別措置法の施行に伴う土地台帳の特例に関する政令(昭和23年政令第115号)は、自農法第44条の3第2項により土地台帳法の登録については、同法の規定にかかわらず省令で別段の定めをすることができる旨を規定した。

これらを受けて、自作農創設特別措置法の施行に伴う土地台帳の特例に関する省令(昭和23年大蔵・農林省令第2号)が制定され、売渡し等があった場合の通知書(同令5条)や税務署の職権分筆に関する通知書(同6条)を税務署に送付する場合、通知書に記載された異動後の土地地積が異動前の土地の地積と異なるもの及び分筆に関するものを送付するときは、都道府県農地委員会又は市町村農地委員会は、当該通知書に地積測量図を添付すべきこととされた(同7条)。

- c 農地改革は、占領下、GHQの指示の下、極めて短期間に実施されたものである。登記手続においても、政府の買収による登記を省略しているのだから、土地所有者の関与がない中で行う分筆等の土地台帳登録や地図の作成については、実測を省略したものが多くあったものと推測される。

2 土地台帳法の制定

(1) 地租等の府県税委譲と土地台帳法の制定

- a 土地台帳は、地租法(昭和6年法律第28号)、地租法施行規則(昭和6年勅令第28号)、地租法施行細則(昭和6年大蔵省令第6号)等に基づき、税務署において所管してきた。

- b 昭和21年、政府は、戦後における国民経済の推移、国民生活の実情並びに中央及び地方の財政事情等に鑑み、税制の根本改正を図るため、税制調査会にその方策について諮問した。同調査会は、地租、家屋税等は地方に委譲して府県税とすること、これらの課税標準たる賃貸価格は国の機関たる税務署が従来どおり決定すること、との答申を行った。

- c そこで、政府は、地租及び家屋税の課税標準たる賃貸価格の均衡適正を図るとともに、土地及び家屋の状況を国において明確に把握するため、従前どおり、税務署に土地台帳及び家屋台帳を備え、土地及び家屋に関し必要な事務の登録を行うこととし、地租法とおおむね同趣旨の規定を盛り込んだ(注)土地台帳法案等を第92回帝国議会に提出した。土地台帳法は、昭和22年3月31日法律第30号をもって成立し、翌4月1日から施行された。

土地台帳法の施行に伴い、土地台帳法施行規則(昭和22年勅令第113号)及び土地台帳法施行細則(昭和22年大蔵省令第34号)が公布された。

- (注) 第92回帝国議会における土地台帳法の提案理由説明は、次のとおりである(昭和22年3月18日第92回帝国議会衆議院所得税法を改正する法律案外6件委員会議録(速記)第1回3ページ)。

今回別途実施せらるべき地方税制度の改正に対応し、地租、家屋税、営業税、鉦区税及び遊興飲食税の五税はこの際地方にこれを委譲することといたしました。但し地方税として課税する地租及び家屋税の課税標準たる賃貸価格の均衡適正をはかるとともに、土地及び家屋の状況を国において明確に把握するため、この際土地台帳法及び家屋台帳法を制定し、現在通り税務署に土地台帳及び家屋台帳を備え、土地及び家屋に関し必要な事項の登録を行うことといたしましたのであります。(以下省略)

(2) 土地台帳法等の内容

- a 土地台帳法の内容は次のとおりである。

- ① 土地には一筆ごとに地番を付し、地目、地積

及び賃貸価格(第二種地を除く。)を定めること(4条)。

- ② 政府は、土地台帳を備え、土地の所在、地番、地目、地積、賃貸価格及び所有者の氏名、住所等を登録すること(5条)。
- ③ 地番は、市町村、大字、字又はこれに準ずべき地域をもって地番区域とし、その区域毎に起番して定めること(6条)。
- ④ 新たに土地台帳に登録する土地の地番は、原則として当該地番区域の最終地番を追って定めること(20条)。
- ⑤ 分筆地の地番は分筆前の地番に符号を付し、合筆地の地番は合筆前の地番の首位の地番とすること(28条)。
- ⑥ 地目は、第一種地及び第二種地に分類し(2条)、第一種地は田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野及び雑種地に区分し(3条)、また、第二種地は、都道府県又は市町村所有地、国又は地方公共団体等において公用又は公共の用に供する土地、墳墓地、公衆用道路、鉄道用地、軌道用地、運河用地、用悪水路、溜池、堤塘、井溝、保安林等とすること(7条)。
- ⑦ 地積は、宅地及び鉱泉地は平方メートルを単位とし、1平方メートルの100分1未満の端数は切り捨て、その他の地目の土地はアールを単位とし、1アール未満(ただし、1アールの100分1の地積の土地は1アールの1000分の1未満)の端数は切り捨てる(8条)が、当分の間、宅地及び鉱泉地は6尺平方を坪、坪の10分の1を合、合の10分の1を勺として、勺未満の端数は切り捨て、その他の地目の土地は6尺平方を歩、30歩を畝、10畝を段、10段を町として歩未満(ただし、1歩未満の地積の土地は歩の10分の1を合、合の10の1を勺として勺未満)の端数は切り捨てること(附則5条)。
- ⑧ 新規登録土地が生じたとき又は第二種地が第一種地となったときは、土地所有者は、1か月以内に、政府に申告すること(18条)。
- ⑨ 第一種地が第二種地となったときは、所有者は、政府に申告すること(19条)。
- ⑩ 分筆又は合筆をしようとするときは、土地所有者は、これを政府に申告しなければならない(26条)。
- ⑪ 一筆の土地の一部について、第一種地が第二種地となり又は第二種地が第一種地となると

き、別地目となる時、所有者を異にする時、質権又は存続期間が100年より長い定めある地上権の目的となる時、並びに地番区域を異にするときは、政府はその土地を分筆すること(27条)。

- ⑫ 分筆後の土地の地積は測量により定め、合筆後の土地の地積は合筆前の地積を合算すること(29条)。
 - ⑬ 地目変換(第一種地の各地目変更すること)をしたときは、土地所有者は1か月以内に政府に申告すること(31条、32条)。
 - ⑭ 政府は、土地台帳に登録すべき事項につき異動があったときは、市町村長に通知すること(38条)。
 - ⑮ この法律は、国有地には適用しないこと(44条)。
 - ⑯ 地租法による土地台帳は土地台帳法による土地台帳とみなすこと(附則2条)。
 - ⑰ この法律は、伊豆七島の土地に関しては、当分の間適用しないこと(附則6条)。
- b 土地台帳法施行規則の主な内容は次のとおりである。
- ① 税務署に土地台帳を備え、その管轄区域内にある土地について、必要事項を登録すること(3条)。
 - ② 土地の所有権、質権又は地上権の得喪変更に関する事項は、登記所からの通知に基づいて登録すること(4条)。
 - ③ 土地台帳に登録された所有者、質権者又は地上権者は、その住所又は氏名に変更があったときは直ちに当該土地所在地の市町村を経由して、税務署長に申告すること(5条)。
 - ④ 土地の異動に関する申告書は、当該土地所在地の市町村を経由して、税務署長に申告すること(7条)。
 - ⑤ 新規登録の申告書、分筆の申告書又は地積に変更のある申告書には地積測量図を添付すること(8条)。
 - ⑥ 市町村は、その地域内の土地について、土地台帳の副本を備えること(10条)。
 - ⑦ 地租法施行規則による土地台帳副本は土地台帳法施行規則による土地台帳副本とみなすこと(附則2条)。
- c 土地台帳法施行細則は、土地台帳の様式(1条)及び土地台帳謄本の様式(2条)を明らかにした。

第13回つくば国際 ウォーキング大会

茨城土地家屋調査士会 広報部長 富澤 英和

令和元年6月1日(土)、2日(日)第13回つくば国際ウォーキング大会が開催されました。つくばエクスプレス研究学園駅前公園をスタートに、5 kmから30 kmの各コースともつくばの魅力である科学と自然の調和する美しい風景を堪能しながらのウォーキングコースになっております。

茨城土地家屋調査士会では、近隣支部、青年土地家屋調査士会の会員により、協力スタッフとして参加いたしました。私は、支部理事の時からスタッフとして参加していましたので、ほぼ毎年参加しているようです。広報部長を担当してからは、開催前年から主催であるNPO法人茨城県ウォーキング協会の皆様と大会運営の打合せに大会実行委員として参加させていただき、当日は感慨深く感じられました。

各コースの下見、協賛会社との打合せ、大会会場のレイアウト、スタッフ配置など細かな所まで茨城県ウォーキング協会の会員の皆様のご苦勞には頭が下がります。

コースはただ歩くだけでなく、安全と見どころを考えて何度も検討してきました。道を間違えないように立て看板を立てる、立哨の配置が必要だとか、湯茶接待の場所、つくば市、各協力企業との打合せを繰り返しました。

各地域でウォーキング大会が開催されていますが、それぞれ地域の特徴を生かしたコース作り、運営をしているようです。

大会の当日は晴天に恵まれました。朝6時20分に集合し、会場設定から始まります。茨城土地家屋調査士会は各日8名ずつスタッフとしての協力になります。駅から大会会場の公園までの誘導担当、各ウォーキングコースの立哨担当と持ち場に分かれしました。茨城土地家屋調査士会の会員も13回目ということもあり、毎年スタッフとして協力いただいている会員がいますので、心強いものです。

午前7時40分から出陣式です。距離が長いコースは早いスタートになります。スタート時間が異なるため、コース別に2回の出陣式

が行われました。茨城土地家屋調査士会木村道夫会長には2回目の出陣式にご挨拶いただきました。コース紹介、準備体操を行い、出発の檄によりスタートです。つくば吉沼囃子連の出陣太鼓に見送られ、ウォーカーたちは歩き出しました。

1日目のコースは筑波山麓とつくば道、歴史と遺跡の道、筑波宇宙センターとつくば公園通り、中央公園と学園の街並みの4つのコースがあり、それぞれ魅力的なコースになっております。

各コース参加者がスタートすると、ゴールの湯茶接待の準備です。速い人はお昼前にゴールしますので、思いのほか忙しい担当場所です。ゴールされたウォーカーを、笑顔でお出迎えし、冷たい飲物、塩分補給の梅干し、お漬物を振る舞います。毎年、きゅうりの浅漬けを大会実行委員が準備していますが、大変好評です。これもつくば国際ウォーキング大会の特徴です。また、茨城土地家屋調査士会のスタッフが笑顔でお出迎え



しています。元気な笑顔が評判良く、毎年褒められています。私はウォーカーの方々の元気と笑顔に、私たちがパワーを頂いていると感じております。ウォーキングはそれぞれのペースで歩くことができるため、無理をせずに続けることができ、健康にとってもよいと思います。

大会は2日間行われます。2日目もつくばの見どころ満載のコースが用意されています。科学の街・科学万博記念公園、国土地理院と静かな街並みをウォーキングできるコースになっています。両日ともに参加されるウォーカーもたくさんいるようです。

2日目は日本土地家屋調査士会連合会の広報部長である金関常任理事にお越しいただき、開会式のご挨拶を頂きました。昨年のご挨拶をお願いし、大会を明るい雰囲気にしていただきました。遠方よりお越しいただきありがとうございました。



6月2日は測量の日として、国土地理院でもイベントがあります。



私も子供を連れて何度も参加しています。国土地理院はウォーキングのコースにもなっています。つくばならではの企画として、国土地理院周辺の地図読みコース、全日本歩測大会が行われます。土地家屋調査士会では、歩測大会のスタッフを毎年しています。まず、自分の一歩の長さを測定します。会場に設置されたコースを歩き、何メートルかを当てる大会です。土地家屋調査士の皆様も歩測は現場で行っていて、自信があると思います。私は歩いているうちに「あれ、何歩だったっけ？」と分からなくなってしまい、恥ずかしい限りです。昨年は、土地家屋調査士から二人の達人が出ました。3回当てると名人になれるようです。名



人を目指し挑戦しましたが、今年は残念だったようです。皆様も日頃の歩測の成果を試しに是非つくばにお越しになってください。

日差しが柔らかくなり、涼しい風が吹いてくる頃には最終ウォーカーがゴールしました。湯茶接待も2日目になると、体は疲れてきましたが、心はウォーキングしたようにリフレッシュできたようです。参加されたウォーカーも「つくば研究学園都市」と「筑波山地域ジオパーク」の自然と科学が融合した地域を楽しく歩いていただけたと思います。

茨城県ウォーキング協会の方にウォーキングマナー五か条を教えてくださいました。その一つに「歩かせて、いただく土地に感謝して」とあります。私も土地家屋調査士として作業する土地に感謝して仕事をしていきたいと思いました。

来年も茨城土地家屋調査士会の会員がコースのどこかに笑顔でいることでしょうか。是非、会員の皆様も健康のため、これからも生き生きと仕事ができるように、つくば国際ウォーキング大会に参加していただければと思います。最後になりましたが、ご挨拶いただいた金関広報部長、木村会長、そして、早朝から協力いただいたスタッフ参加会員の皆様、協力ありがとうございました。



第34回

写真コンクール 開催

日本土地家屋調査士会連合会及び共済会では親睦事業の一つとして、恒例の写真コンクールを開催し、全国からお寄せいただいた作品の中から、入賞・入選作品が第76回定時総会会場に展示され、総会に華を添えました。



第33回に引き続き、応募作品を連合会ウェブサイト「会員の広場」に掲載して行う土地家屋調査士会員によるインターネット投票を開催しました。

また、前回から開始した電子データによる作品のメール受付についても、多くの方からご応募いただきました。

審査に当たられた公益社団法人 日本写真家協会名誉会員・木村恵一先生には、趣深い観点からの審査をもって、入賞作品それぞれに選評していただきました。(は一もに一賞を除く。)



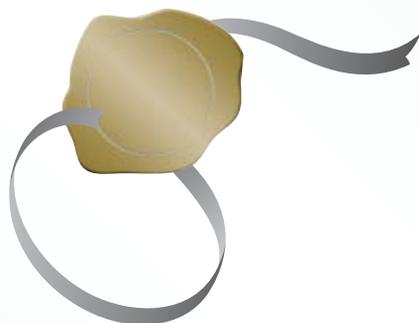
入賞・入選作品の一部は、本誌「土地家屋調査士」の表紙に採用させていただきます。皆様も是非コンクールに参加して、ご自身の写真で会報を飾っていただけるのはいかがでしょうか。

本紙面において、ご応募された全ての方々と、審査及び総評をいただきました木村先生に感謝申し上げます。



今年の写真コンクールは、昨年から電子データ(Eメール)による応募が可能になったこともあり、応募作品数は例年より多くなり、撮影される分野にも広がりを見ることができました。スマートフォン撮影と思われるファミリーな楽しい写真もいろいろ見ることができましたが、最終的に上位入賞は、ベテランの確かな視線で捉えられた作品が選ばれる結果になりました。

(審査員 木村 恵一)



連合会長賞



「境界」

井上 裕紀(群馬会)

野菜畑が日本一美しいといわれている群馬県昭和村の風景です。赤城連峰が遠くに見え、植えられたレタスの苗が規則正しく延々と続く美しい光景を、フィッシュアイレンズを上手に使って見事に表現をしました。画面中央から左右に分かれる色違いのシートと中心に置かれた境界標との画面構成がとても印象的です。



金賞

「麦秋」

平野 肇(愛知会)

麦の穂が実り、収穫期を迎えた初夏の季節を麦秋と呼びます。見事に実った麦を見守ってくれたお地蔵さんに感謝の御神酒をあげた様子を、プロの写真のようにしっかりしたフレーミングと優れた技術で撮影をしました。色とりどりのエプロンや帽子、それに茶碗酒に、麦を育てた人々の気持ちがよく表れています。



銀賞

「春なのに」

君島 利夫(栃木会)

長野県白馬村「野平の一本桜」は桜風景写真ファンにとっては名の知られた桜です。朝日に浮き上がった桜が見事です。愛犬を連れて散歩する人物を入れ、望遠レンズを上手に使い、残雪の白馬を引き寄せて迫力のある風景を作り上げました。人物を入れたことで生活感のある風景写真になっています。



銀賞

「ママどこ見てるの……」

金 哲朗(岩手会)

かつての農耕馬に感謝し、きらびやかな装束で鈴を鳴らしながら練り歩くチャグチャグ馬コは、岩手県盛岡市の初夏の風物詩です。パレードに参加する前の若い母親の笑顔がとて素晴らしいですね。田植など春の農作業が一段落し、小さな子供と一緒に祭りを心から楽しんでいる様子をしっかりと捉えました。



銅賞

「寒さ忘れて」

酒井 暢生(埼玉会)

雪中を走るその姿を画面一杯にタイミングよく撮ることは難しいものですが、兄妹の楽しそうな表情共々、素晴らしいシャッターチャンスで撮りました。望遠レンズでバックをボカして、舞う雪まで捉えた技術はプロ並みです。



銅賞

「ご近所」

古口 譲一(栃木会)

掘り起こしたばかりの大根を、朝の散歩中の方に差し上げるご近所付き合いの、ほのぼのとした日常の姿を、見逃がさずタイミングよくスナップしました。大根を抱え、差し出す女性の優しい表情をチャンスよく撮影しています。犬と会話をしているようで楽しい写真です。



銅賞

「むし歯ゼロ宣言」

濱田 眞行(三重会)

ポピー満開の花畑で大きく口を開けた愛犬のユーモラスな表情をタイミングよく捉えました。一本のむし歯もない健康ドッグが、むし歯ゼロ宣言をカメラに向けて自慢しているようで、愉快的写真です。題名の付け方次第で、写真が2倍も3倍も良くなるよい例の写真です。



は一もに一賞

「流水に着地(オジロワシ)」

神長 正昭(茨城会)

土地家屋調査士会員によるインターネット投票第1位

入選

齋藤 徹	東京会	「僕の事務所のマスコットガール」
植山 武俊	千葉会	「奥多摩ラフティング」
布施 智子	栃木会	「つなぐ」
尾崎 峻	奈良会	「朝の奈良公園」
秋山 崇	福岡会	「不屈」
名久井 彰司	青森会	「高いたか〜い」
倉富 雄志	愛媛会	「山の境界調査」
清水 良太	愛媛会	「里山の春」

佳作

椎名 弘	神奈川会	「午後の広場」
佐藤 静子	神奈川会	「クライマックス」
徳元 たつ子	神奈川会	「花びらのダンス」
村田 公彦	千葉会	「天空の下にて〜富士山頂での広報活動〜」
出羽 正樹	山梨会	「低層上層」
大野 妙嗣	奈良会	「満員御礼」
藤浦 陽子	三重会	「春の入学」
山中 匠	広島会	「双子としらべ君」
金関 圭子	岡山会	「新しい「キミ」との出会い」
鈴木 敦	福島会	「お弁当のひと時」

愛しき

我が会、我が地元

Vol. 66

兵庫会

『誕生「しらべマスオ」』

兵庫県土地家屋調査士会 前広報部長 中山 敬一

本年5月の定時総会まで、兵庫会の広報部長として2期4年を務めてまいりました私中山が、これまでの兵庫会の広報に対する取組と、その結果生み出されたあるキャラクターをここにご紹介したいと思います。

まず、これまで兵庫会の広報部を振り返ると、会員相互の情報共有を中心とした内向きの広報であったといわれ続けてきました。「広報」という言葉を辞書で調べますと、「各種団体などが、事業内容や活動状況を一般の人に広く知らせ、理解を求めること。また、その知らせ。(三省堂 大辞林)」とあります。つまり会員に向けた情報発信は「連絡・伝達」であって、広報部の仕事ではないと判断することから、私の広報部活動はスタートをすることになりました。

兵庫会は近畿ブロック協議会(以下、近プロ)のメンバーでもあり、近プロは独自の事業として立命館大学における寄付講座を有しております。ところが、この寄付講座は、近畿ブロックが主催する事業の一つであり、兵庫会として直接関わることがあまり無く、本会から公募により推薦された会員を講師派遣していました。たまたま私自身が、会員の推薦を受けて、京都会が実施する京都産業大学の寄付講座に参加させていただくことになり、学生との接点を肌で感じることになりました。特に土地家屋調査士やその業務を材料として学習していただくことにより、一般社会(学生)から土地家屋調査士がどのように見えているか、見えていなかったのかを痛感しました。インターンシップ制度は近プロから分離し、兵庫会単独で毎年3から5名の学生を本会として受け入れ、学生の利便が良い地域の会員に受け入れ態勢をとっていただいております。一人でも多くの学生に土地家屋調査士を知って社会に羽ばたいてもらうことが、地味とはいえ確実な広報活動といえるでしょう。

広報という言葉に忠実に取り組みたい。その思いを胸に、兵庫会としてまず取り組んだのは、制度広報の新聞全面意見広告を掲出することでした。偶然にもその前年より兵庫県内の各種士業者団体(10士業)

がワンストップ相談会を7月末に開催することになり、そのお知らせも兼ねて出稿しました。上半分は意見広告、下半分は有志による名刺広告を募集し、少ない予算でも実現できました。意見広告の部分では毎年テーマを決めて土地家屋調査士を知ってもらうことに重点を置き、特にこだわったのは資格名にフリガナを振ることでした。我々の資格名を正しく読んでいただくこと、これは広報の第一歩だと考えています。

また本会主導ではなく、兵庫県内11支部がそれぞれオリジナルの地域活動、出前授業、ラジオ番組などの広報活動を行うための補助金制度の創設とルール作りにも取り組みました。兵庫県は全国7位の面積を誇る広大な県土を有しており、さらに歴史的にも5つの国が合併した経緯を持っています。地域特性に応じた制度広報が重要であるとともに、兵庫会会員は全会員が広報部員であるとの認識を持っているからできる取組であると思います。

広報といえば配布用のノベルティグッズ製作も重要な事業ですが、私たち広報部はモノではなくマンパワーを重視した広報に取り組もうと試みたのです。寄付講座、インターンシップ、相談会の充実、高校生対象の出前授業、地域ラジオへの出演など、広報部員が直接学生・生徒や市民と触れ合う時間を十分にとることにしたのです。ただし、後になって相談会などで配るグッズが必要という問題に直面することにはなるのですが。

そこで第2期目の広報部で思い付いたのが、兵庫会オリジナルLINEスタンプを製作するというものでした。2018年末のデータ(ICT総研)では、SNSを日常的に利用しているユーザーは7,523万人、さらにそのうち80.8%のユーザーがLINEをコミュニケーションツールとして利用しています。LINEの特徴としてスタンプ機能があり、文字の代わりに絵を送ることで、感情や反応を伝えることが可能となっています。ならば、我々土地家屋調査士が日常的に使うフレーズをスタンプ化してみてもどうかという企画が生まれました。まず始めに掛かったのが、スタ

ンプに使うキャラクターを決めることです。会員や会員家族から募集するというのも一つですが、ここはその募集そのものも広報として利用してみました。具体的にはデジタルクリエイターが集まるサイトにコンペ告知を行いました。全く土地家屋調査士を知らないであろうクリエイターに、土地家屋調査士をイメージしたキャラクターを作ってもらうことにしたのです。結果10名の応募が寄せられ、広報部で審査を行い一つのキャラクターを決定しました。



これが今回生み出された広報部のLINEスタンプキャラクターです。(左は提案当時のキャラクターデザイン)なんとも奇妙な出で立ち、いわゆるキモカワ系と呼ばれる、映○泥棒の

キャラクターにも似ているともいわれる始末です。

このままではということで、広報部会において彼(?)のコンセプトを細かく設定しました。名前は「しらべマスオ」、40代男性、妻子あり。もちろん家族の名前も決めました。この作業はこれまでの部会にはなかったくらいヒートアップし、フレーズの選定やポーズなどクリエイティブな作業の面白さを存分に味わってもらうことができました。

実際のスタンプには最低でも8個のイメージが必要ですが、今回はデザイナーさんとの契約で24個のイメージを作ってもらいました。デザイナーさんの好意により無料でコンセプトシートまでも作っていただいたので、今後も展開が期待できるキャラクターに成長することができました。最後のLINEへの申請は広報部で行いました。公序良俗に反する内容かどうかを審査するのが中心ですので特に問題なくクリアしました。申請から一週間ほどで公開されたようです。(完成品)



使える場面は、土地家屋調査士の業務だけにこだわらず、一般の方が使えるように気を配りました。これらグッズは土地家屋調査士本人が使うのではなく、家族(特に学生さん)や知り合い、更には見知らぬ人に使ってもらってこそ効果を発揮するでしょう。爆発的に普及することなんて期待はしていませんが、いつか陽のあたる「しらべマスオ」に成長することを願っています。



宮城会 『宮城県土地家屋調査士会の広報活動』

宮城県土地家屋調査士会 高野 弘幸

土地家屋調査士の知名度は他の専門職と比べるとまだまだ低く、特に隣接地土地所有者からは不満や苦情や説明を求められ、信頼を得て業務を遂行することがなかなか難しい状況にあると考えます。宮城会では、土地家屋調査士が土地建物登記(表示に関する登記)の専門家であり、筆界の専門家であることを認知してもらうため、PR活動を行い知名度向上に努力しております。

①ラジオパブリシティーを利用したCM放送

土地家屋調査士の知名度向上を図る事業として、ラジオパブリシティーを利用したCM放送を平成29年度から行っております。この放送は、広報部・総務部理事の出演によりインタビュー形式となっており、土地家屋調査士が行う登記業務・測量業務の内容を理解いただくため、4分間の放送を平成29年度は6回、平成30年度は4回にわたり行いました。大

変好評で放送後に「ラジオを聞いたのですが…」という登記に関する問合せがあったと会員の方々から伺っております。昨年度までは10月から11月にかけて放送しておりましたが、今年度は7月に実施し、土地家屋調査士の日に行われる全国一斉表示登記無料相談会の宣伝も兼ねたいと考えております。



②測量体験授業の実施

宮城県仙台向山高校2年生を対象とした測量体験授業を実施しています。高校生に土地家屋調査士が行う登記業務・測量業務の内容、職業としての魅力を説明し、実際に測量作業を行い、三角関数と測量について学ぶ機会を提供させていただいております。

す。生徒たちは真剣に測量に取り組み、座標求積法を理解したようでした。職業としての土地家屋調査士に興味を持っていただければ、後継者育成の一端となることと思います。今年度も10月に実施が決まっております。



③清掃奉仕作業の実施

毎年、年2回、仙台七夕まつりと仙台光のページの前に宮城県公囀協会が行う清掃作業に参加し地域の美化運動に貢献しております。

④土地家屋調査士有志によるリレーマラソン大会への参加



大会参加者や観客への土地家屋調査士のPRとなるよう宮城会作成のTシャツを着用し、仙台リレーマラソン等のマラソン

大会に参加しております。1時間から2時間のリレー持久走ですので、かなりのアピールになっていると思います。毎年大会に参加いただいている会員の方々には大変感謝しております。

⑤土地家屋調査士ガイダンス

東北学院大学工学部環境建設工学科受講学生へ「土地家屋調査士」という職業選択の意識付けを目的として、土地家屋調査士の資格と職業についてのガイダンスを行いました。

⑥宮城会の広報グッズ紹介

宮城会ではファイル・Tシャツ・ポロシャツ等オリジナルグッズを作成し販売しております。土地家屋調査士ファイルは大変使い勝手が良く便利なファイルです。左下の画像は、ファイルの裏面で、表はクリアになっております。名刺ポケット付きとなっており、各事務所オリジナルの文章・案内等を作成し利用できるものです。又、広報部で考案した表紙のレイアウトも会員へ紹介しております。

Tシャツ、ポロシャツ等については、下記7種類のアイテムを用意しております。

- A) スタンダードドライTシャツ
- B) アクティブドライTシャツ
- C) ドライポロシャツ(半袖)
- D) ドライポロシャツ(長袖)
- E) ブルゾン
- F) カラージップジャケット
- G) キャップ

いずれのアイテムも、快適な業務をサポートできるよう素材に配慮して、土地家屋調査士に



ちなんだデザインを考案させていただきました。「土地家屋調査士」のネーミングをあしらっていることから測量や立会い業務、又は各所打合せ等の際、身分を明らかにし、一般の方に土地家屋調査士の知名度や業務内容の周知理解に一役買えるものだと思います。

以上、主な宮城会の広報活動、オリジナルグッズ紹介、社会貢献活動について報告となります。



会長レポート

REPORT

6月19日
~7月15日

6月

19日

京都 कांग्रेस 2020 議連 設立総会

第14回国連犯罪防止刑事司法会議が来年京都で行われ、「犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進」のためのシンポジウムが開催されます。「京都 कांग्रेस 2020 を成功させる議員連盟」の設立総会に参加しました。

20日

第14回土地家屋調査士特別研修(基礎研修の開講式収録)

開講の挨拶の収録を行いました。会長となって初めての挨拶となりますが、受講生には体に気を付けて最後まで受講をお願いいたします。そして、認定が受けられるよう期待しています。

25日

日本測量協会 第69回定時総会懇親会

定時総会では、矢口彰会長(元国土地理院長)が退任され、新しく清水英範会長(連合会顧問、東京大学大学院教授)が就任されました。新旧の会長ともに、昔からお世話になっている先生で、とても身近に感じられた懇親会でした。

25日、26日

第3回正副会長会議

新しい役員の方掌を協議しました。それぞれの新役員の方望と私や副会長の要望等と、全て満足とはいかないかと思いますが、精一杯みんなの知恵を絞り何とか案を作ることができました。

27日

令和元年度全宅連定時総会(第54回)及び令和元年度全宅保証定時総会(第47回)懇親会

多くの国会議員の先生が出席され、盛大な懇親会でした。土地家屋調査士の議連の先生もおられ、多くの情報交換をさせていただきました。

28日

法務省民事局民事第二課との打合せ(第5回法制審議会民法・不動産登記法部会について)

民事局から民事第二課長、局付、企画官などの方々に、連合会へご足労いただき、次回の法制審議会への出席のため、雰囲気や審議の方法などお伝えいただきました。委員として初の参加ということで、私自身も気負ってはいけななと感じました。ありがとうございました。

30日、7月1日

関東ブロック協議会 第65回定例総会

山梨会が当番会となり甲府で開催されました。連合会長として初めての祝辞を述べさせていただきました。連合会への協力をお願いいたしました。

7月

1日

第5回法制審議会民法・不動産登記法部会

この日から委員として審議会に加わりました。まだまだ土地家屋調査士の代表としては、歯がゆく感じましたが、我々の業務に関連する部分もあり、慎重に審議がされることが重要と感じました。初の参加でしたが、知り合いの弁護士さんや大学の先生もおられ、緊張はしなくてすみました。

3日

ミャンマー土地登録法制調査研究PTに関する打合せ

ミャンマー関連の成果について、法務省の担当者と共に説明を受けました。現在のミャンマーに、我が国の表示に関する登記手続と同様な仕組みがあるのか、そしてその仕組みが信用に値するものなのかといった調査を行っているようです。現地の政府の方も把握ができていないとのこと。あと1年、連合会として協力をさせていただくこととしました。

新旧役員の方務引継ぎ

3日、4日

第2回理事会

初めての理事会です。新役員の分掌も承認いただき、会務の事実上のスタートです。2年間よろしくお願ひいたします。各部とも前部長から引継ぎを受け、積み残しの部分、これから始まる部分、よろしくお願ひいたします。前期から継続の役員さんからの説明で、私が感じていることなどを整理し、進めていきたいと思ひます。

5日

四国ブロック協議会定時総会

香川会が当番会となり高松での開催でした。連合会の報告もさせていただき、連合会の業務へのご協力をお願ひさせていただきました。

12日、13日

東北ブロック協議会 第64回定時総会

福島会が当番会となり郡山での開催でした。2日目に連合会長として今連合会が直面している課題等、私の考えているところを話させていただきました。

13日

地籍問題研究会 第25回定例研究会

変則型登記の一般論というテーマで研究会が開催されました。参加された会員の方には、非常に興味深く、面白い企画と評判でした。次回は、11月鹿児島で研究会が開催されます。



さしき
広報キャラクター「地識くん」

6月

16日、17日

第2回常任理事会

<協議事項>

- 1 第76回定時総会の対応について

18日、19日

第76回定時総会

- 第1号議案 (イ)平成30年度一般会計収入支出決算報告承認の件
(ロ)平成30年度特別会計収入支出決算報告承認の件

第2号議案 役員等選任の件

第3号議案 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正(案)審議の件

第4号議案 令和元年度事業計画(案)審議の件

- 第5号議案 (イ)令和元年度一般会計収入支出予算(案)審議の件
(ロ)令和元年度特別会計収入支出予算(案)審議の件

25日、26日

第3回正副会長会議

<協議事項>

- 1 会長の職務代理について
- 2 専務理事、常務理事及び常任理事の選任について
- 3 副会長及び理事の会務分掌について
- 4 制度対策本部員及び各種委員会委員等の選任について
- 5 顧問・相談役・参与の委嘱について
- 6 第2回理事会の運営等について

- 7 法制審議会民法・不動産登記法部会の委員について
- 8 「所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会」(第2版ガイドラインの改訂目的)の連合会からの委員の派遣について
- 9 他団体等が主催する会議等の委員としての出席者について
- 10 土地家屋調査士特別研修について
- 11 「ミャンマーの土地登録法制の調査研究」の対応について
- 12 区分建物の表示に関する登記等の実務参考書の作成について
- 13 国際地籍シンポジウムの対応について
- 14 こども霞が関見学デーの協力について
- 15 地籍問題研究会への対応について

7月

3日、4日

第2回理事会

<審議事項>

- 1 会長の職務代理について
 - 2 専務理事、常務理事及び常任理事の選任について
 - 3 副会長及び理事の会務分掌について
 - 4 制度対策本部員及び各種委員会等の委員等の選任について
 - 5 顧問・相談役・参与の委嘱について
- <協議事項>
- 1 令和元年度の事業執行計画について(各部等)

第2回理事会における業務執行状況の監査



広報キャラクター「地識くん」

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者

令和元年6月3日付

東京 8110 八島 隆晃
埼玉 2683 岩崎 誠
茨城 1475 鈴木 徳子
群馬 1077 堀井 要平
長野 2608 甘利 俊純
大阪 3365 寺田 喬之
兵庫 2521 八田 鉄兵
奈良 450 亥岡 良
滋賀 456 今市 正紀
愛知 3005 高津かおり
愛知 3006 三浦 一朗
鹿児島 1104 吉村 政敬
沖縄 515 山城 義一
福島 1502 立花 正志
札幌 1213 北村隆太郎

令和元年6月10日付

東京 8112 崎本 清
神奈川 3117 宮崎 貴之
滋賀 457 奥居 篤
愛知 3008 吉田 幸洋
愛知 3009 林 和雄
岐阜 1301 森 裕隆
山口 982 吉武 正敬
岡山 1404 野村 昌平

令和元年6月20日付

東京 8113 山口 典久
東京 8114 伴 秀哉
埼玉 2685 三俣 廣幸
埼玉 2686 三浦 浩幸
埼玉 2687 杉原 秀矢
茨城 1476 野口 修一
静岡 1823 佐野 太一
新潟 2228 藤崎 淳二
福岡 2342 西田 憲一
福岡 2343 林 拓生
宮城 1047 土屋 正洋

登録取消し者

平成30年10月29日付

広島 1230 難波 経治

平成31年3月7日付

東京 4580 小島 喜芳

平成31年3月9日付

京都 348 菊地主一郎

平成31年3月26日付

大阪 1469 福田 和行

平成31年3月31日付

沖縄 361 大城 行史

平成31年4月10日付

福井 240 山崎 利一

平成31年4月17日付

東京 4527 木竜 利昭

平成31年4月26日付

群馬 605 梶塚 和弘

平成31年4月27日付

茨城 1043 鈴木 春男

令和元年5月1日付

徳島 475 船越由紀子

令和元年5月2日付

佐賀 463 才田 一良

令和元年5月19日付

岩手 1122 岩渕 義雄

令和元年6月3日付

東京 5925 本間 寛
東京 7794 根岸 勝之
神奈川 1466 渡邊 幸男
神奈川 3082 大貫 修
埼玉 1084 酒井 治

京都 898 二宮 一智
愛知 2978 佐久間豊文
愛媛 840 大塚 朋弘

令和元年6月10日付

神奈川 2047 中野 文雄
神奈川 3071 齋藤 友子
群馬 687 須田 利男
大阪 1481 伊藤 藤幸
岡山 1132 大瀧 昇
佐賀 494 平田 和彦
長崎 690 松竹 雪和
熊本 997 永田 巳由
福島 1385 佐藤 豊

令和元年6月20日付

長野 2168 長谷川 修
広島 1321 横谷 誠
熊本 858 新村 安雄

ADR認定土地家屋調査士登録者

令和元年6月10日付

山口 982 吉武 正敬

令和元年6月20日付

東京 7962 富永 雅樹
大阪 2906 河崎 尊

第34回定時総会及び第1回研修会報告

令和元年6月6日(木)午後1時から「ホテルメトロポリタンエドモント」(東京都千代田区飯田橋)において、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会(以下「全公連」という。)の第34回定時総会が開催されました。総会構成員61名のうち60名の出席の下、来賓及び多くのオブザーバーの出席を得て開催されました。

開催に先立ち全国の物故社員に対する黙とうを捧げ、岩淵正知副会長による開会の辞に続き、榊原典夫会長からの挨拶がありました。



榊原会長

夫会長からの挨拶がありました。

司会者の指名により、議長に大分協会佐久間博文理事長、副議長に鹿児島協会西英孝理事長が選出され、議事の審議に入りました。

報告事項と議事の内容は以下のとおりです。

副会長につきましては、総会後の7日に新役員による理事会が開催され、互選により決定されました。

新役員は以下のとおりであります。

会 長	榊原 典夫	(岐阜協会)
副会長	望月 繁和	(静岡協会)
副会長	堀 次夫	(兵庫協会)
副会長	花本 政秋	(福岡協会)
理 事	熊谷 直樹	(滋賀協会)
理 事	安藤 勘二	(愛知協会)
理 事	渡邊 英雅	(山口協会)
理 事	吉村 秀一	(熊本協会)
理 事	赤間 一秋	(宮城協会)
理 事	室田 尚人	(札幌協会)
理 事	岩村 昌司	(愛媛協会)
監 事	伊藤 彰	(静岡協会)
監 事	土屋 洋二	(宮崎協会)

議事に引き続き、法務省民事局民事第二課所有者不明土地等対策推進室長兼地図企画官の江口幹太様、同課司法書士・土地家屋調査士係長の五月女裕一様、国土交通省土地・建設産業局地籍整備課国土調査企画官の福田恭平様、同課整備推進第二係長の大河原丈広様、日本土地家屋調査士会連合会専務理事の柳澤尚幸様、全国公共嘱託登記司法書士協会協議会会長の山田猛司様、全国土地家屋調査士政治連盟会長の椎名勤様を来賓にお迎えして、祝辞をいただきました。

その祝辞の中で、総会当日の6日が改正土地家屋調査士法の衆議院での審議の日程であり、この総会開催中に可決成立したと、そのために法務省関係

会務報告(平成30年度事業経過報告)

- 第1号議案 平成30年度一般会計収入支出決算報告承認の件
- 第2号議案 令和元年度事業計画(案)審議の件
- 第3号議案 令和元年度一般会計収入支出予算(案)審議の件
- 第4号議案 役員選任の件

第1号議案から第3号議案まで、慎重審議の下、可決承認されました。

第4号議案の役員選任について、越智眞琴役員選考委員長(神奈川協会理事長)から、役員選任規則第4条第1項第1号に規定する会長立候補者、同2号に規定する理事候補者、同3号に規定する監事立候補者についての説明があり、今回は立候補者が定数どおりのため、候補者が当選者となる旨が議場に報告されました。理事につきましては、ブロック選出理事8名、新会長推薦理事2名について議場に諮り、承認されました。



来賓一同

者と日本土地家屋調査士会連合会会長が総会を欠席になったことが報告されるとともに、これから筆界の専門家としての使命を果たしますようにとの激励の言葉をいただきました。

最後に堀次夫副会長により、閉会の辞がされて、総会が終了いたしました。

総会後の懇親会には、小宮山泰子衆議院議員、岩淵正紀全公連顧問、寶金敏明学術顧問、楠茂樹学術顧問、野口文雄学術顧問ほか、全法務省労働組合、全公連と災害協定を締結いたしました関係諸団体の方々のご出席をいただき、親しく懇談をすることができました。

翌7日(金)には、第1回研修会が開催され、「公共



楠教授

契約のあり方：行政に向けた提案」の題目で、全公連の学術顧問でもある上智大学教授・楠茂樹様の講演と「国土調査のあり方に関する検討小委員会・中間とりまとめの解説について」と題して、国土交通省土地・建設産業局地籍整備課企画係長の

宮本慧哉様から今後の国土調査の方向性についての解説をいただきました。

二つの講義を生かして今後の各協会の運営に生かしていただければ幸いです。

また、今期をもって退任をされた役員の皆様大変ご苦労様でした。全公連につきましては、今後ともご支援をよろしくお願い申し上げます。



宮本係長

(副会長 岩淵正知)

■ 会議経過及び会議予定

6月19～20日	第3回正副会長会議
7月10～11日	第4回理事会
7月11日	楠教授との勉強会
10月7日	第2回監査会
10月8日	第5回理事会
11月11～12日	第2回研修会



会場風景

ケガや病気による
入院・通院に
備えておきたいな。

**団体総合生活補償保険が
お役に立ちます！**

登記誤りを起こして
しまい、顧客から
損害賠償請求を
受けてしまった。

**土地家屋調査士賠償責任保険が
お役に立ちます！**

**土地家屋調査士を
取り巻く
さまざまなリスク
その時
お役に立ちます！**



所得補償保険がお役に立ちます！

ケガや病気で入院。
その間の収入を
どうしよう。。。。

**測量機器総合保険
(動産総合保険)がお役に立ちます！**

測量中にうっかり
測量機を破損
してしまった。

※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

【お問合せ先】

<取扱代理店> **有限会社 桐栄サービス TEL.03(5282)5166**
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1丁目2番10号 土地家屋調査士会館6階

<引受保険会社> **三井住友海上火災保険株式会社 TEL.03(3259)6692**
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 広域法人部営業第一課

B18-102578 使用期限 2020年4月1日



「水中花」

深谷健吾

泡ひとつ吐きて悲しき水中花
高原の白磁青磁器展の涼
親方に背中を向けて三尺寝
里山の水になじみて心太
夜明けへと広がる徹夜踊の輪

当季雑詠

深谷健吾選

茨城 島田

操

捨つるには惜しや十年夏帽子
要も電話で済ます梅雨籠り
流行など追ふ気もなくて更衣
早朝と決めし散歩や山涼し
黄帽子の整列然と青田道

茨城 中原ひそむ

健やかに杖と老い来て更衣
樹蔭なき一本道や雲の峰
大漁旗と並び泳ぐ鯉のぼり
妻逝きて卒寿重ねて菊根分け
一歩ごと揺るる吊り橋涼新た

岐阜 堀越

貞有

風鈴の音色に見らはすやすやと
南洋の椰子の葉陰に昼寝の子
片言の英語の恋やアマリリス
一人居に慣れて親しき目借時
百枚に百の夕焼の棚田かな

今月の作品から

深谷健吾

黄帽子の整列然と青田道

島田 操

「青田道」とは、夏の季語「青田」の傍題。田植えが終わって間もないころの田を植田という。その植田の苗が育って、青々と一面に緑が繁茂した田が青田である。一番草を取り、二番草のころ、土用前後というが、現在は田植えが早くなったので、七月に入ると青田という感じである。強い太陽の下で、青々と広がる田は、色彩的にも美しい。吹き渡る風は青田風、風につれて波立つ稲葉は青田波、そのころを青田時、青田の中を行く道は青田道である。提句は、黄色い帽子をかぶった小学生の通学光景の一句か。中七の「整列然」の擬態語が効果的であり、「黄帽子」と「青田道」の色彩の取合わせが絶妙な敬服の一句である。

中原ひそむ

一歩ごと揺るる吊り橋涼新た

「涼新た」とは、秋の季語「新涼」の傍題。秋になって天地すべてがどこことなく涼気を帯びてくるのをいい、初秋とか新秋といった感じとも通じるところがある。語感はそのらの季語よりもっと爽快な響きがある。即ち秋に入ってから感じる涼しさのことであり、「涼し」だけでは夏の季語となる。夏の暑さの中で感じられる涼しさでなく、「涼しく過ごしやすい季節になってきた季節感」をいう。提句は、下五の季語「涼新た」の幹旋が見事な一句。山間の吊り橋を渡る怖さより、一歩・一歩に夏の涼しさでなく、新

秋の涼しさを体感している情景を活写した佳句である。

堀越 貞有

百枚に百の夕焼の棚田かな

「夕焼」は、夏の季語。夕空に落日が燃えて沈み、赤や黄の光が片空に放射される壮大な景色は夏にふさわしく夏の季題とされている。このような現象は四季いずれにもあり、春夕焼・秋夕焼・寒夕焼などといわれる。提句は、奥能登を代表する観光スポットの白米千枚田の棚田を見ての一句か。日本海に面して小さな田が重なり、海岸まで続く絶景は日本棚田百選の一つとか。殊に、夏には稲の瑞々しい緑と日本海の青のコントラストや夕陽に染まる棚田は絶景である。「百」の言葉の反復により句にリズムができ、夕焼の棚田の絶景を詠み込んだ秀逸句である。

【ご投句方法】

◆所属の土地家屋調査士会名
◆俳号
◆俳句（二口3〜5句程度）
◆以上をお書きの上、下記の方法にてお寄せください。
郵便：〒101-0061 東京都千代田区神田
三崎町一丁目2番10号
日本土地家屋調査士会連合会広報部係
FAX：03-1332921-0059
電子メール：rengokai@chosashi.or.jp
投句期間は前々月の1日から末日までの1か月間です。
投稿者について、これまでは会員のみを対象としてきましたが、広く投稿を募りたいとの考えから、会員家族、補助者及び退会された方についても投稿できることとしましたので、皆様でお話し合わせの上、投稿していただくと幸いです。これからも引き続きご投稿いただけますようお願いいたします。

お知らせ

土地家屋調査士2020年オリジナルカレンダー

長久保赤水の新刻日本輿地路程全図

「土地家屋調査士オリジナルカレンダー」は好評につき今年で20回目を迎えました。ご購入を希望される方は、下記の内容をお含みいただき、別途送付予定の「お申込みのご案内」裏面の「注文書」か下欄に必要事項をご記入の上、FAXにて下記広告代理店までお申込みください。



調査士会名 (ネーム入れ例) 個人事務所名

- 送料 = 梱包1箱あたりの料金×梱包箱数
- ・梱包1箱あたり1本～50本まで入ります。
- ・離島は別途。 ・消費税含む。

価 格	シンボルマークのみ	調査士会名入り	調査士会名+個人事務所名入り
	1本 513円	1本 680円	1本 680円
販売ロット	1本から	50本以上	50本以上
申込締切	2019年8月31日(土)		
納品予定	2019年11月上旬		
仕 様	H530mm×W380mm・13枚綴り・紙製ヘッダー		

お申込み
締 切 り

2019年
8月31日(土)

お 申 込 み に あ た っ て

- 上記の注文書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。ただし注文書が無い場合は、下記に記入の上お申込みいただくことも可能です。
- A) 「境界紛争ゼロ宣言!!」シンボルマークのみ入り
- B) 調査士会名入り
- C) 調査士会名+個人事務所名入り
- ただしB)、C) タイプについては、50本以上から申し受けれます。
- ネーム入りの文字色はスミ(黒)、書体は統一とさせていただきます。左記の(ネーム入れ例)参照ください。
- 商品の発送料については誠に恐れ入りますが申込者のご負担となります。
- 商品は2019年10月下旬～11月上旬頃お届けできる予定です。その際に、商品代金および送料を配達員にお支払いください(代金引換えお届け)。
- 送料は料金改定などにより変更する場合がございます。

梱包1箱あたりの料金		
右記以外の国内	青森、岩手、秋田、宮城、福島、山形	北海道、沖縄
1,296円	1,512円	2,700円

ご注文は FAX:06-6467-8949

大毎広告株式会社 TEL 06-6467-8948 〒530-0001 大阪市北区梅田3-4-5 カレンダー担当/大森良太・松本佐奈恵

FAX注文書 必要事項を下欄に記入の上、FAXでお送りください。 FAX:06-6467-8949

■ご注文本数

A) シンボルマークのみ 1本 513円 <input type="text"/> 本	B) 調査士会名入り(50本以上) 1本 680円 <input type="text"/> 本	C) 調査士会名+個人事務所名入り(50本以上) 1本 680円 <input type="text"/> 本
---	--	---

ネーム入れ原稿

前年通り

新ネーム

2019年のカレンダーと同じネーム入れをご希望の方は○で囲んでください。その場合は、総額から2,100円の割引となります。

新しくネーム入れをご希望の方は下欄にご記入ください。

■ネーム

肩書	(20字以内)	
事務所名	(15字以内)	TEL () -
住所 〒		FAX () -
E-mail		調査士会名

■以上のとおり申込みます。 2019年 月 日

お名前(または事務所名)	印	TEL () -
	連絡先	FAX () -

カレンダーお届け先 お届け先がネーム住所と同じ場合は○で囲んでください。ネーム住所と同じ 〒

受付欄

※いただいた個人情報は土地家屋調査士オリジナルカレンダー作業にのみ使用させていただきます。また、本注文書からの申込をもって、個人情報の弊社取扱いにご同意いただいたものとさせていただきます。

セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書 の発行について

2014年(平成26年)10月30日からセコムトラストシステムズ株式会社が運営する認証局において、土地家屋調査士電子証明書(以下「電子証明書」という。)の発行を開始しておりますが、同認証局から発行している電子証明書の有効期間は、発行日から5年となっております。2019年10月末から順次有効期間満了を迎えることとなります。

つきましては、電子証明書の発行は、次の要領で発行する予定となっておりますのでお知らせします。また、電子証明書の発行や取消しの手続きは、「電子署名及び認証業務に関する法律」や同法律に基づく規則等にとつて手続を行う必要があることから、事務的な対応となり、会員各位にお手数をお掛けすることもありますので、この旨ご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、土地家屋調査士法人の電子証明書(商業登記電子証明書)は、登記所において発行しておりますので、詳しくは主たる事務所を管轄する登記所にお問合せください。

(<http://www.moj.go.jp/ONLINE/CERTIFICATION/GLANCE/glance.html>)

1 有効期間満了に伴う電子証明書の発行

電子証明書は2019年10月末から順次有効期間満了を迎えることとなります。有効な電子証明書を保有している会員には、次の要領で新しい電子証明書を発行することとしております。

現在保有している有効な電子証明書の有効期間を延長するものではありません。

(1) 有効期間満了の通知及び新たな電子証明書利用申込書類の送付

電子証明書の有効期間満了の約3か月前をめどに有効期間満了の通知及び新たな電子証明書利用申込書類を土地家屋調査士名簿に登録されている事務所所在地に簡易書留で送付します。

内容を確認いただき、電子証明書発行負担金の振込及び必要書類等を準備の上、連合会へ返送願います。

連合会ウェブサイトから利用申込書配布希望の申請は行わないでください。

(2) 利用申込書類の審査

連合会に返送された電子証明書利用申込書類について審査を行います。

電子証明書利用申込書類に不備があった場合は連合会から当該会員に連絡をします。

(3) 発行時期

電子証明書有効期間満了の約1か月前をめどに、2019年10月1日から発行手続を行います。2019年9月から2020年1月は発行事務の集中が予想されることから、有効期間満了直前にお申込みいただきますと、有効期間満了までに新しい電子証明書の発行ができない場合もあります。電子証明書利用申込書類が届きましたら、お早めにお申込みいただきますようご協力をお願いいたします。

電子証明書の発行日を指定することはできません。

(4) 発行負担金

12,100円(税込)

(5) その他

- ① 新しい電子証明書が発行されても、それまで使用していた電子証明書は有効期間満了まで使用することができます。
- ② 新しく発行する電子証明書は、現在使用している電子証明書と同じファイル名(PINコードは異なります。)となりますので、取扱いにはご注意ください。
- ③ 有効期間満了の電子証明書のファイルを削除する場合は、誤って新しい電子証明書のファイルを削除しないようご注意ください。

2 新規に発行する電子証明書

2019年9月から2020年1月にかけて、有効期間満了に伴う電子証明書の発行事務が集中しますので、この時期のお申込みは通常よりも大幅に時間が掛かる場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

(1) 電子証明書利用申込書類の送付

連合会ウェブサイト (<https://www.chosashi.or.jp/members/repository/>) からお申込みいただきますと、電子証明書利用申込書類を簡易書留で送付します。お申込みをしてから到着までは、5～7日程度が目安となります。

内容を確認いただき、電子証明書発行負担金の振込及び必要書類等を準備の上、連合会へ返送願います。

(2) 利用申込書類の審査

連合会に返送された電子証明書利用申込書類について審査を行います。

電子証明書利用申込書類に不備があった場合は連合会から当該会員に連絡をします。

利用申込書類の審査に合格した会員につきましては、審査の状況の連絡はいたしません。

(3) 発行時期

連合会に返送された電子証明書利用申込書類について審査を行います。

不備のない書類の場合、連合会に到着してから発行までは、通常1～2週間程度が目安となります。

電子証明書の発行日を指定することはできません。

(4) 発行負担金

利用申込書類が送付される消印の日付によって発行負担金が異なりますので、入金額にご注意ください。

11,880円(税込)

※2019年9月30日までの消印で連合会に到着した場合

12,100円(税込)

※2019年10月1日以降の消印で連合会に到着した場合

3 留意事項

(1) 電子証明書発行に係る審査

土地家屋調査士名簿と住民票の写しに記載されている住所が異なる場合は、電子証明書を発行することができません。異なる場合は、必要に応じて所属する土地家屋調査士会に土地家屋調査士登録事項変更届出書等の提出をお願いします。

また、電子証明書が発行されると、電子証明書をダウンロードするのに必要な書類が住民票の写しに記載されている住所に本人限定受取郵便(基本型)で送付されます。

住民票の写しに記載されている住所で郵便局から本人限定受取郵便の到着通知書が配達されない場合や、郵便局の指示に従わなかったり、本人限定郵便を受け取る際に提示した身分証明書の住所が本人限定郵便の宛先と異なることで、郵便局から受渡しを拒否されたなどの場合は、連合会では対応しかねますので、ご了承ください。

(2) XML署名ツール

図面ファイル(XML/TIFF)に電子署名するための「XML署名ツール」を連合会ウェブサイトの会員の広場で公開しています。

2018年(平成30年)8月17日に公開したバージョンから、登記所が発行した土地家屋調査士法人の電子証明書(商業登記電子証明書)を用いて電子署名できるようになりました。これまで図面ファイルに署名するために、個人の電子証明書を取得していた土地家屋調査士法人におかれましては、セコムトラストシステムズ(株)が発行する電子証明書を取得する必要はありません。

(3) 電子証明書のファイル及びPINコードの紛失について

電子証明書やPINコードは再発行することができませんので、電子証明書のファイルやPINコードを紛失された場合、電子証明書の取消手続後、新規に発行する手続が必要となります。電子証明書やPINコードの取扱いには十分ご注意ください。

事前調査から事件管理・再活用、さらに新規受託をサポート!

土地家屋調査士 調査情報保全活用

調査士カルテMap

業務支援システムを準備しました

住宅地図・ブルーマップ
全国閲覧可能!
※ブルーマップはゼンリン保有地区に限る

著作権許諾証つき
地図印刷!

地図上で事件簿
管理ができます!

SIMA図示や
多彩な地図検索!



情報の保全・管理・活用

調査情報を地図上の位置と
紐づけて一元管理

調査情報
登録・管理

情報活用

全国で業務連携

事務所広報による
市場拡大や
社会貢献にもつながる

「業務効率化」と「成果保全・管理・活用」を同時に実現

このシステムの活用が所有者不明土地・空き家・空き地課題への対策・対応の一手に!

全国閲覧可

負担月額 **3,000**円(税別) ◁ お申し込み月の月末まで無料期間

- Web アプリケーションのため、通常のインターネット環境があればご利用が可能です。
- お申し込みには「所属土地家屋調査士会名」と「登録番号」が必要となります。

詳細は連合会 Web サイト「会員の広場」へ

【お申し込み】



- ① 連合会 Web サイトへアクセス
- ② 会員の広場へログイン
- ③ 土地家屋調査士調査情報保全管理システム
「調査士カルテMap」

【お問合せ】

日本土地家屋調査士会連合会
「調査士カルテ Map」問合せ窓口
E-mail kartemap@chosashi.or.jp

システム説明会
開催

「調査士カルテMap」システム説明会開催の

ご相談受付中!

無料
ゼンリンから
講師派遣します

●詳しくはお問合せください → mail:kartemap@zenrin.co.jp

編集後記

「一を以て之を貫く」

深い真心をもって、ひとつのことに打ち込む！

柔らかな心を持ちながらひとつのことをやり遂げる
力強い意志！

～孔子～

去る6月18日、19日の2日間にわたり、日本土地家屋調査士会連合会第76回定時総会が開催されました。令和元年度の事業計画は、かつてない程のボリュームとなっております。前執行部からの引継ぎも終え、國吉会長を筆頭に各部が動き出しました。

何をするにも、新しく興すより継続することは極めて大変なことです。本号を振り返り、孔子の論語にある「一を以て之を貫く」の気合で、心惑わされることなく気を引き締めて取り組むことが大切であると感じております。この会報ではタイムリーな情報を

取りまとめ、丁寧にお伝えしたいと考えております。

今月の会報「土地家屋調査士」No.751から、編集長を仰せ付かることになりました高橋正典と申します。山口賢一前編集長から襷(タスキ)を受け継ぐことになりました。昭和から平成、そして令和へと、60有余年にわたり毎月発行し続けてきた会報誌には、歴史と誇りがあります。歴代の編集長が「一以貫之」の精神でつないできた会報誌への思いを考えますと、私が編集長でよいのか不安ではありますが、どうかお付き合いください。小野副会長、山田広報部長、城戸崎次長、川西理事、広報員、全国の広報担当の方々、そして事務局の力をお借りして、誌面づくりに努めてまいります。

2年間、どうぞよろしく願いいたします。

広報部理事 高橋正典(茨城会)

土地家屋調査士

発行者 会長 國吉 正和

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[©]

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

(送料別)

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社